

郡山市認知症高齢者 SOS 見守りネットワーク事業実施計画

1 趣旨

現在、高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加への対応が課題となっている。郡山市では高齢者の約1割が軽度以上の認知症であり、外出して道に迷い帰宅できず警察に保護されるケースも増加している。高齢者が徘徊することで、脱水や転倒骨折、季節によっては凍死などの危険性もあり、命に関わる重大な問題である。

認知症の人の介護は家族のみで対応することは困難であり、地域の人が認知症の人とその家族に関心を持ち、プライバシーを考慮した上で多くの目で見守り支援していくことが、認知症の人の尊厳ある生活を支えることに繋がる。

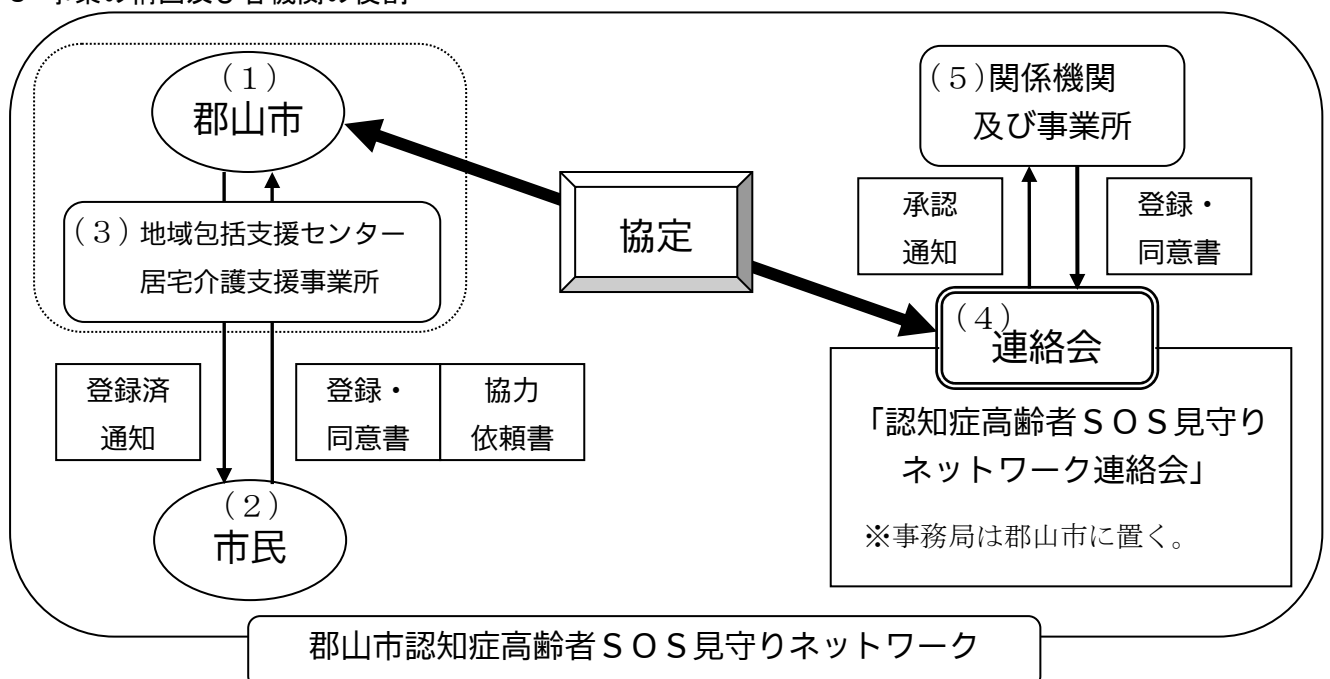
そこで、行政機関、関係機関及び事業所が連携して見守りネットワークを構築することにより、市内の高齢者の見守りの体制や認知症高齢者が行方不明になった際に迅速に対応できる仕組みを整備し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会を実現することを目的とする。

2 事業内容

本事業の実施主体は、郡山市とする。本事業の内容は、次に掲げる事項とし、郡山市に関しては、「郡山市認知症高齢者 SOS 見守りネットワーク事業実施要領」において、認知症高齢者 SOS 見守りネットワーク連絡会（以下「ネットワーク連絡会」という。）に関しては、「郡山市認知症高齢者 SOS 見守りネットワーク連絡会会則」において定める。

- (1) 高齢者に対する日頃の見守り等及び行方不明時の早期発見・保護の協力に関すること。
- (2) 見守りネットワークの構築及びその構築のために必要な関係機関との総合的な連絡・調整に関すること。
- (3) 本事業の広報及び普及啓発の活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、見守りネットワークの充実及び関係機関の連携を図るため、市長が必要と認めること。

3 事業の構図及び各機関の役割



(1) 郡山市

郡山市は、市民から利用者登録・同意書の提出を受け、見守り名簿へ登録を行い、審査の上利用者登録済通知書を交付する。

また、行方不明者が発生した際は、家族等から協力依頼書の提出を受け、ネットワーク連絡会（関係機関及び事業所）へ行方不明者の情報を配信し、行方不明者の早期発見・保護の協力を求める。

(2) 市民

見守りを希望する者及び家族等は、あらかじめ郡山市に利用者登録・同意書を提出し、利用者登録済通知書の交付を受ける。

また、登録者が行方不明となった際は、家族等は郡山市にネットワーク協力依頼書を提出し、ネットワーク連絡会（関係機関及び事業所）の協力を求める。

(3) 地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所

地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所は、郡山市と連携・情報共有を図りながら市民の相談に応じ支援をする。

また、市民の利用者登録・同意書を代理で郡山市に提出することができる。

(4) 認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク連絡会

ネットワーク連絡会は、関係機関及び事業所から協力団体登録・同意書の提出を受け、ネットワーク連絡会へ会員登録を行い、審査の上承認通知を交付する。なお、ネットワーク連絡会の事務局は郡山市に置く。ネットワーク連絡会は、郡山市との間で「認知症高齢者ＳＯＳ見守りネットワーク」に関する協定を締結する。

(5) 関係機関及び事業所

関係機関及び事業所は、ネットワーク連絡会へ協力団体登録・同意書の提出し、承認通知の交付を受ける。

4 協定内容

郡山市とネットワーク連絡会の間で協定を締結する。本協定の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 高齢者の異変の早期発見・早期対応に向けた連絡体制の構築に関すること。
- (2) 高齢者に対する日頃の見守り等及び行方不明時の早期発見・保護の協力に関すること。
- (3) その他事業の目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

5 守秘義務

本事業の構成員は、正当な理由なく職務上知り得た情報を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 事務局

ネットワーク連絡会の事務局は郡山市地域包括ケア推進課に置くものとする。